

【県回答】「まちづくり×ビジネス実践人材育成事業」業務委託公募型プロポーザルに係る質問・回答

項番	質問	県回答
1	<p>(2) 「まちづくり×ビジネス実践人材育成プログラム」の企画・運営・広報内①の「エ回数」について、連続講座を8回程度とありますが、この8回の中に、②の「ウ交流会」「エ成果発表会」「カ受講者へのフォローアップ」内、アドバイザーによる相談の場を含めるという認識でお間違いないでしょうか？もしくは、8回の講座とは別で実施する形を想定しているか、ご教授いただけますと幸いです。</p>	<p>(2) 「まちづくり×ビジネス実践人材育成プログラム」の企画・運営・広報内①「エ回数」における「連続講座を8回程度」につきましては、ご認識のとおり、②の「ウ交流会」「エ成果発表会」を含めた回数を想定しております。                      なお、「カ受講者へのフォローアップ」における「アドバイザーによる相談の場」につきましては、講座内で行うか、講座とは別枠で設けるかを含め、より効果的な実施方法のご提案をお願いいたします。</p>
2	<p>(2) 「まちづくり×ビジネス実践人材育成プログラム」の受講者想定を20名程度としていますが、想定以上の応募があった場合は審査などを実施して受講者を選定する形でしょうか。また、受け入れ可能な最大人数の想定があればご教授ください。</p>	<p>受講者の定員は20名程度を想定しておりますが、想定以上の応募があった場合の選考方法（審査の有無や選定基準等）、および受け入れ可能な最大人数につきましては、プログラムを効果的かつ円滑に実施できる運営体制の観点から、受託者様にて具体的なご提案をお願いいたします。</p>
3	<p>(2) 「まちづくり×ビジネス実践人材育成プログラム」の企画・運営・広報内②の「イトライアルプロジェクト」の経理処理について、「委託費から充当する」とありますが、受託者が一度立て替え、後に領収書等で県と精算する形式でしょうか。また、売上収益が発生した場合の「助成金との相殺」の具体的な事務手続き（受託者が一旦全額回収するのか等）の想定をご教授いただけますと幸いです。</p>	<p>前段につきましては、お見込みの通りです。トライアルプロジェクトの実施にかかる経費は、受託者様に一度お立て替えいただき、実績報告書の提出後に県と精算する形式となります。                      後段の売上収益が発生した場合の取り扱いにつきましては、仕様書にも記載のとおり、助成金との相殺ルールや具体的な事務手続き（精算フローや受託者様による一時回収の可否等）を含め、事業効果の向上や実施可能性等の観点から、より効果的な運用方法のご提案をお願いいたします。</p>